

包括外部監査の結果報告書

(要約版)

テーマⅠ 環境・ごみ・清掃に関する事務の執行について

テーマⅡ 消防事業に関する事務の執行について

倉敷市包括外部監査人

小川 洋一

第1．包括外部監査の概要

1． 監査対象の選定

(1) 監査対象

テーマ1 環境・ごみ・清掃に関する事務の執行について

テーマ2 消防事業に関する事務の執行について

(2) 外部監査対象期間

平成21年度（必要に応じて平成20年度以前の年度分を対象年度に含む）

2． 監査対象として選定した理由

テーマ1

環境事業・清掃事業は、市民生活に身近で市民にとって分かりやすく、かつ予算や人員の規模が大きいため、当該事業が安全で、かつ効率的・効果的に実施されることは倉敷市にとって重要な課題である。また、過去本格的な監査の対象とされたことはなく、倉敷市のこれまでの廃棄物対策及びごみ対策はどのようなであったか、さらにグリーン自治体を目指す倉敷市の将来の環境行政への対応について検討することの意義は大きいと判断した。

テーマ2

消防事業はテーマ1の環境事業・清掃事業と同様に「安全で快適なまちづくりの推進」に直結する。市町村合併による防災対象区域の広域化、建物の高層化、高齢化等により従来の火災災害への対応は複雑多様化し、さらに地球温暖化の影響もあつてか、これまで経験したこともないような地震や風水害という自然災害へも行政の的確な対応が求められている。このような状況の中で、限られた予算と人員で市民の生命及び財産の安全という命題に効率的に対処することは倉敷市にとって大きな課題である。また、消防の仕事は市民の目に触れ易いわりにその在り方について市民が疑問視することはあまりなく、専門性が高く特殊な分野、大胆な言い方をすればあたかも聖域のような存在になっていないか。実際、これまでの倉敷市包括外部監査で、ほとんど触れられていないことも、テーマ選定理由のひとつである。

第2．テーマⅠ 環境・ごみ・清掃に関する事務の執行について

（注）以下は、あくまでも監査人の指摘事項又は意見を要約・抜粋等したものであり、内容を正確に理解するには本文を参照していただきたい。

1．リサイクル推進部

(1) 人件費

倉敷市の平成21年度一般会計の決算額の中で、清掃費は7,992百万円であり、そのうち主なものは、清掃総務費1,687百万円、塵芥収集費1,207百万円、焼却場管理費4,211百万円である。清掃総務費のうち95%を占める1,610百万円は、職員人件費であるため、まず人件費を検証した。

①ごみ処理の特殊勤務手当の支給基準について

特殊勤務手当の中で「汚物等の処理に従事する職員に対する手当」として「し尿処理、ごみ処理を本務とする職員が当該業務に従事した場合」1日当たり1,850円（条例上は1回当たり。以下同じ）が支給される。しかしながら、勤務手当は勤務に伴って支給されるべきものであるが、現状では勤務が半日にもかかわらず1日分の特殊勤務手当が支給されている。特殊勤務手当半額支給の基準が、3時間30分未満としているところに問題があるなら、未満を以下と変更すれば、半日勤務の場合は半日分の925円となる。

②非常勤嘱託職員の退職時の給与計算について

平成21年嘱託職員の給与計算について、欠勤による減額計算に誤りがあった。これを防止するためには、勤務報告を提出するときに退職者の出勤簿の写しを添付すべきである。出勤簿の写しがあれば欠勤時間の確認ができ誤報告があっても発見可能であるため、改善すべきである。

③へい死動物死体処理特殊勤務手当について

へい死（行き倒れて死ぬこと）した動物の死体処理を行った場合に特殊勤務手当が1回400円支給される。「倉敷市職員の特殊勤務手当に関する条例」では、“へい死した犬、猫”と限定しているが、今回抽出した25名の作業記録である「動物死骸処理簿」には“サギ”と書かれ、一方、特殊勤務支給データでは、“猫”と入力されているものがあつた。また、条例では従事1回につき400円以内となっているが、実際の運用は死体1匹につき400円となっており1回の出勤により同じ場所で2匹処理した場合は800円が支給されている。形式的には条例違反であるが、現行の運用が正しいなら条例を改正すべきである。

（2）人件費以外の清掃事業費

①粗大ごみ収入証紙配送業務委託

長年にわたり財団法人倉敷市シルバー人材センターへ随意契約で業務委託しているが、収入証紙の受付・配送業務を委託する必要があるか自体疑問を感じる。配送業務については、随時直接車で配送する必要は必ずしもなく、週単位で集約して宅配業者に依頼すれば十分可能であるし、また、受付業務はすべて倉敷環境センター等で可能である。

②粗大ごみ収入証紙保管配送業務委託

契約によるダンボール45箱程度のものではあれば市庁舎内で保管は可能であり、市庁舎内での保管が困難であるとしても、処理券印刷費の年間2,020千円のほかに保管費を支払う必要があるのか、また、当該契約書に保管義務を入れるか、印刷方法の改善（印刷数量の調整等）によって支出を節減できる可能性がある。

③資源化処理委託料

資源化価格から再生資源業者コストを差し引いて、資源化ごみの引渡単価を決定しているが、この再生資源業者コストは倉敷再生資源事業協同組合の見積（調査）によっている。引渡先の見積（調査）だけではなく、より客観的な資料又は複数の見積によることが望ましい。また、資源化価格の基準となる市況価格については資料によりある程度幅があるため、場合によっては複数の市況価格の平均を採用することも検討すべきである。

④ペットボトル選別圧縮等委託業務、収集運搬等委託業務

し尿処理合理化計画の代替業務で、随意契約となっている。契約率は99.5%等と高く、競争性がない。

⑤生ごみ処理容器購入費補助金交付制度

申請書には領収書を添付することとなっているが、領収書の宛名が名字だけで名の記載がないものが14件あった。名字だけでは世帯の区別は困難であるから、名前の記載を確認すべきである。

⑥たい肥の処理について

出来たい肥を必要とする人に提供し、循環させていく仕組み作りが必要である。他市では「生ごみ堆肥拠点回収事業」として、清掃事務所のほか、福祉関係施設や地区リサイクルセンターで生ごみたい肥を受入れ、花のまちづくり事業等で活用しているとのことであり、一つのモデルとして参考となる。

⑦ごみ減量化協力団体報奨金交付制度

交付申請書にあわせてアンケートを実施し、この活動を活発化するために市としてどのようなことをすべきか等の意見を市民に問うべきである。

(3) 粗大ごみ処理券の事務について

①受払簿の形式改善について

一般廃棄物対策課の受払簿は、5種類の処理券について種類別の受入・払出時の数量と処理券番号だけを記載する形式で、残高枚数を記載する欄がないため、月中残高管理ができていない。また、受入・払出数だけでなく残数についても処理券番号による連番管理が望まれる。

②倉敷市シルバー人材センターの粗大ごみ処理券の管理について

把握しているのは受払であり残高は対象となっていないため、月次及び年度末での処理券種別枚数、金額の残高が把握できていない。また、預け処理券残高は多額であるが、市の担当者は処理券現物実査を行ったことはない。粗大ごみ処理券は現金と同等の市の財産であるため、市は残高について定期的な報告を受けるとともに、処理券の現物実査をすべきである。

(4) ごみ処理施設の運営について

① 水島エコワークス株式会社への委託について

ごみ分別の徹底、隣接市との連携、水島エコワークス運営期間終了後の対応について意見を述べた。

② 倉敷市水島清掃工場

ごみ処理手数料の後納について、今後の厳格な対応、取組を指摘した。

③ 倉敷市東部粗大ごみ処理施設

災害等の緊急時の対応について意見を述べた。

④ 倉敷市東部最終処分場

倉敷市東部最終処分場の延命化について意見を述べた。

⑤ 倉敷市資源選別所

生きびん搬出表の取扱いについて意見を述べた。

⑥ 倉敷市リサイクル推進センター

クルクルセンター機能の拡充について意見を述べた。

(4) 産業廃棄物対策について

産業廃棄物処理税補助金に係る事業について

循環型社会形成推進モデル事業補助金は、先進的なリサイクル事業の施設整備事業に対し、経費の一部を補助するものであるが、平成16年度に3事業に対して計5825万円が補助されただけで、その後は申請がない状況である。なお一層の積極的広報に努めるべきである。

(5) し尿処理事業について

し尿と浄化槽汚泥の運搬について

将来にわたっても水島地区の浄化槽汚泥を白楽町し尿処理場に搬入するのが効率的なのか、水島し尿処理場に浄化槽汚泥処理施設を作るのが効率的なのか、仮に運搬するとした場合、その際の排気ガスの問題など環境の面から見てどうなのか、等を検討すべき必要がある。

(6) 不適正会計処理に対する一定の検証

リサイクル推進部の平成22年3月の歳出のうち物品購入取引を取引先別に集計、金額の上位から順に22件を抽出し、その業者との間の一定期間の取引記録および債権・債務残高について確認書を発送し、回答を求めた。

その結果、㈱N及びS㈱との記録に相違があり、リサイクル推進部は㈱Nとの取引額30,652円を平成21年度検収として処理していたが、㈱Nは平成22年3月の納品とはしていなかった。この点、リサイクル推進部は、納品書等の保管義務はないため平成22年3月31日検収の事実を立証する外部書類の提示をすることはできなかった。しかし、今後は、特に年度末の歳出関係書類については、一定期間、納品書、(検収書)、請求書をセットにして保管しておくべきである。なお、S㈱との間の取引にも相違があったが、全て3月31日以前の納品であることは、納品書控え及び取引先からの確認によって確かめることができた。

2. 環境政策部

(1) 環境関連経費

環境関連経費の内容検証

環境政策課の経費については、原則として競争入札が採用されており、随意契約についても随意契約とした理由が概ね納得のいくものであった。また、資料についても予定価格

書が作成されていない契約が 6 件あったことを除けば、特段問題はないと考える。

（２）環境衛生費（葬祭・墓地事業除く）

①生活雑排水路清掃等委託料

書類が所在不明（後日誤って廃棄された事実が判明）であった。これは、保存年限 5 年と 1 年の書類を誤って入れ替えてしまったため、本来 5 年間保存すべき当該書類が平成 22 年 4 月 1 日に廃棄されていたものである。今後は、このような事態を回避するよう責任者を明確にし、整理・整頓に留意する必要がある。また、随意契約とした理由が不十分であること、見積書及び予定価格書が 4 業者とも同額で、見積書を徴求した意味がない事を指摘した。今後は当該 4 業者以外の他の業者から見積書を徴求する等の工夫が必要である。

②河川・水路及び道路周辺のポイ捨て等回収委託料

落札率は、2 件を除けばすべて 94%前後であり、そのうち市が談合の有無を調査する基準（95%以上）すれすれの契約が 8 件もある。基準すれすれの落札率の工事については、今後、契約課を中心として対策を講じられると思われるが、委託契約についても同様に対策が必要である。

③河川・水路及び道路周辺のポイ捨て等回収委託事業の効果について

当該事業は厚生労働省の事業であり、当該受託者が求職者を新たに雇い入れることにより雇用を創出することを目的としている。対象となる委託契約 12 件（総額 39 百万円）すべてについて検証したが、新規雇用者数 102 人にもかかわらず、正規雇用に至ったのは僅か 2 名であった。新規雇用者のうち 60 代が 31 名、70 代が 13 名、80 代が 2 名であり、実施要領に年齢制限がないとはいえ、雇用創出を目的とした事業といえるか疑問であり、結果として事業の効果は非常に薄かった可能性がある。

（３）倉敷市の環境施策

①他市との比較（ベンチマーキング）について

倉敷市の現状を理解し、今後の施策を有効かつ効率的に展開するためには、他市との比較が非常に有用で、自らの市の優れている点、劣っている点を整理することができる。環境白書を読んでみても専門的知識がない一般の市民にとっては倉敷市の環境行政のどこが優れていて、どこに問題があるのかは判然としないため、それらを整理して市民に開示するとともに、今後の環境行政に生かしていくことが求められる。

②環境施策の先進度に関して

環境首都コンテストの先進事例集等の中から、倉敷市が環境最先端都市となるために参考となる、長野県飯田市（人口約 10 万 7 千人）、兵庫県西宮市（人口約 48 万 1 千人）の事例を紹介している。

3. 環境リサイクル局における情報システム

以下、項目のみ掲げる。

- ①賃貸借一覧の管理について
- ②著作権等について
- ③保守点検について
- ④投資効果について
- ⑤予定実績工数の管理及び前年度実績把握と翌年度算定等への反映
- ⑥システム管理基準・開発標準等について
- ⑦守秘義務等セキュリティに関する遵守事項について
- ⑧今後のシステムに関する計画等について
- ⑨納品物の検収について
- ⑩業者選定及び管理について
- ⑪フリーソフト使用時のリスク分析等について

4. 環境及び廃棄物処理に関する事務の経済性・効率性・有効性の検証

(1) ごみ処理の原価計算について

①今後の取り組みについて

市の原価計算は実績記録情報を提供するにすぎない。この情報は事業の現状を知りその業績を判断するために不可欠な情報であるが、原価を変動費と固定費に分解していないため、注意喚起情報や問題解決情報を提供することができない。特に、問題解決情報、すなわち、将来採り得る代替的な意思決定においてどの案を選択するかについての意思決定情報を提供できない。そこで、監査人は、今回は一定の前提条件により簡便的に試算したが、本来は可能な限り実態に合わせた原価分解による詳細な原価計算が望まれる。今後は、一般廃棄物会計基準による原価計算を毎年実施するとともに、変動費・固定費を分解すべきである。

(2) ごみ処理の効率性について

ごみ処理費用の効率性を検討するため、市直営の場合と、民間委託及び一部事務組合でのごみ処理費用の比較を行った。

(3) 収集業務における直営、民間委託との処理費用の比較

比較の結果、収集業務の処理単価は、直営の場合が民間委託と比べて、1.3 倍高いことが分かる。

(4) 中間処理業務における運営委託、一部事務組合及びPFIとの処理単価の比較

運営委託の処理単価が低く、一部事務組合のコストが高いが、当該組合において非効率な運用がなされ結果として処理コストが割高となっている可能性が危惧される。

（５）ごみ処理コストの他市との比較

環境省が毎年公表している、一般廃棄物処理実態調査平成 20 年度版により倉敷市と近隣市とのごみ排出量と処理費について比較を行ったところ、一人当たりごみ処理費、排出量当たり処理費は平均的、ごみの処理方法については、直接焼却処理の割合が高いこと、ごみ処理費用については、最終処分費の割合が高いこと、委託費の割合が高く、民間委託が進んでいることに特徴があった。

（６）家庭ごみ有料化について

市は、「ごみの量が増加傾向に転じた場合、有料化は目前の課題」としながらも、無料を続けるために今後も生ごみの水切りや分別といった市民の協力を要請している。家庭ごみ有料化のメリット・デメリットについて検討した結果、まず、家庭ごみの有料化により、17%程度の大幅な家庭ごみの削減が期待できる上、倉敷市の財政にも 3.7 億円もの純収入をもたらすという監査人の試算結果となった。次に、市民アンケートの結果からも「住民の受容性」について大きな問題はないと思われ、むしろ有料化により受益者負担が徹底され、分別を適正に行う人とそうでない人との間で公平性が確保される。さらに、地球環境を考えた場合、地球温暖化問題と密接な関係があるごみ問題に行政としては正面から向き合う必要があり、市民にも排出者としての明確な責任をもってもらうことが必要である。環境施策の一環としての家庭ごみの有料化についても大所高所に立った視点で検討する必要があると考える。

（７）一般廃棄物処理手数料の適正性の検証

①事業系ごみについて（提言）

原価計算によると 10K g 当たり燃やすごみは 338 円、不燃物は 871 円のコストが発生している。燃やすごみでも、現在徴収している 130 円の 2.6 倍の費用となる。事業者は、処理原価の一部の負担にとどまり、残りは市民の税金で負担していることとなっており、現在の料金は適切な水準とはいえない。なお、料金の増加額については、近隣市町村の処理料金の状況も勘案する必要がある。また、料金の値上げによる不法投棄の増加に対する対策を同時に実施すべきである。さらに、ごみ減量化の実績をあげている事業者には、負担を軽減する等の対策を講じることが望まれる。

（８）ごみの減量・リサイクル対策についての考察

①「１人１日当たりごみ総排出量」について

平成 21 年度の実績は 1.10 kg/人・日であり、今後の減量が必要である。

②リサイクル率・最終処分率について

平成 21 年度の実績は、リサイクル率 47.8%、最終処分率 2.4%である。リサイクル率は 10%近くの増加が必要である。

③追加施策の提案

監査人は、市の計画する施策以外又はこれに対する補充的な施策を提案した。
排出抑制、分別排出の徹底・再資源化の推進、意識向上・教育、情報提供・広報、その他
に区分して提案している。

第3．テーマⅡ 消防事業に関する事務の執行について

1．倉敷市の消防組織

計画的な職員の採用及び組織の活性化について提言した。

2．消防事業の検証

（1）火災出動体制

火災原因調査の現状は、調査の結果判明した火災原因が火災予防行政に直結せず、具体的なケースが有効に活用されているとは言い難いため、具体的事例を市民に広く情報公開することで火災予防に役立てていくべきである。この火災原因調査結果を踏まえた火災の予防等の社会の要請に十分に応えることができなければ、いくら調査書類を作成しても火災減少にはつながらず、この調査権限は形骸化してしまうことを再度確認すべきである。

（2）査察の体制

予防は専門的法律知識が不可欠であり予防専従職員の不足は否めない。市内には消防用設備等を必要とする防火対象物は非常に多く、査察率が非常に低い。結果的には、倉敷の火災件数が突出して多いわけではなく倉敷市消防局では効率的な査察に努め、火災防止に一定の効果が出ていると言うことができる。しかし、口頭指導が多いこと、未確認対象物の把握について一定の限界がある等の課題がある。

（3）救急出動体制その他の体制

①救急車の適正利用について

倉敷市消防局では救急車の適正利用に関して、倉敷市ホームページ、救急法指導・防火指導・署見学等市民と接する機会、9月の救急の日・救急医療週間にFM 倉敷から市民に呼びかけているが、平成22年9月16日現在前年同期比約1,300件増加している。救急出動に疑問を感じるケースも散見されたとおり、倉敷市消防局の呼びかけは効果が上がっていない。救急出動に要する直接費用だけで1回あたり約12,000円費用がかかるとの試算もある。また、重症患者の搬送に支障がでて、その救急出動がなかったら救えた命があったかもしれない。倉敷市消防局の平成21年中のデータ（平均時間）によれば、覚知から現場到着まで7.3分、現場到着から搬送開始まで12.6分、搬送開始から病院到着まで9.9分の、合計約30分掛かっている。倉敷市救急業務規程第51条に局長・署長の救急広報事務が課されているところであるが、救急車適正利用広報の実効性を高めるべきである。環境教育が初等教育に浸透している通り、長期的な視野にたった地道な努力も必要であろう。

②医療機関との連携強化について

倉敷市救急業務規程第33条にある通り、救急車の適正利用や救急隊の病院到着時間短縮のためには、医療機関との連携強化が必須である。救急車利用常習者の説得、精神患者の

受入等においてその必要性を特に感じる。また、病院に対しても救急車の適正利用を理解してもらう必要がある。転院転送は年々増えており、安易な救急要請は厳に慎むべきことである。

③コールトリアージ制度の研究について

横浜市では、119番通報時の内容で緊急度・重傷度を判定し、救急搬送の必要性がないと判断した場合は、本人の同意を得て医療従事者による救急相談サービスを提供する、コールトリアージ制度（緊急度・重症度の選別）を導入した。倉敷市消防局の救急搬送は約半数が軽傷とされ、その比率は減少していない。救急車適正利用の広報活動に限界があるなら、横浜市で採用されたコールトリアージ制度を参考に、制度の課題、導入の要否、導入時期、方法等について倉敷市消防局としての考え方を整理すべきである。

④消防広域化について

倉敷市消防局としては、消防広域化の議論を避けて通ることはできない。倉敷市の場合、査察率の低さの改善、急増する救急出動への対応という点で、特に大きなメリットが期待できる。しかし、倉敷市消防局の動きは積極的ではない。まず、市民に意見を問うことから始めるべきである。

3. 補助金と交付目的資産の取得

（1）交付目的資産の購入契約事務等

①耐震性貯水槽（100 m³）設置工事

業者選定要領上、一定金額以上の工事を3件落札した者は当該年度内は選定しないものとする定めがあるが、主観が介入する余地があるため、そのような余地ないし疑念が生じ得る選定方法は採用すべきでない。

②高所落下用救助器具

3回入札を実施したが不調に終わったため、3回目に最低入札価格を提示した業者との示談により、予定価格以下の金額で随意契約をしている。しかし、事前に徴収した1者の見積書をもって予定価格を算定するのは安易である。なるべく複数人以上から見積書を徴すべきである。また、入札経過をみると、3回とも全く同札があり競争原理が働いているのか疑問が残る為、調査すべきである。

③高度シミュレーター及び輸血トレーナー

入札経過をみると、落札業者を除き他者は全て棄権している。契約課担当者にもその理由は分からないとの回答を得たが、疑問が残る。

④消防指令車

1者を除き、ファックスで当該説明会参加の回答を受けているにもかかわらず、入札当日は落札業者以外の8者が全て棄権しており、不自然である。

⑤空気ボンベ

入札経過をみると、競争原理が働いていないのではないかと疑問が残る。3回の入札中全て同札の業者が2者ずつ2組あった。公正な入札が行われたか、調査する必要がある。

4. 人件費、経費及びその他の支出

(1) 倉敷市消防職員の人件費

①特殊勤務手当

深夜における通信業務に対する手当について

現状の諸手当制度の運用上、深夜における通信業務手当に対して厳密な実績管理がなされていないことから、実績管理には煩雑さを伴うことが予想されるが、通信業務の実績管理の徹底又は手当の整理見直しが望ましい。

(2) 職員諸手当の検証・確認

検証過程において、特殊勤務手当の集計に転記ミスが数件認められた。内部情報システムへの入力用帳票を作成する以前の段階でも、それほどコストをかけずに市販のソフトウェアを駆使するなどして、転記作業が無用又は少なくなるような事務処理が効率的であり、改善の余地がある。また、特殊勤務手当に係る回数を集計するための作成書類に統一された様式はなく、倉敷消防署職員の話から、消防署ごとに独自の異なる書類が作成されていると思われる。市販のソフトウェアを導入しないとしても、消防署間異動があった場合に不慣れによる手間を排除する観点からも、効率的な作業が可能となるような集計方法及び書式の統一が望ましい。

(3) 経費

①起案書の形式について

予算要求時に予算書に購入理由、目的を記載したため、起案段階ではその記載を省略されたものがあった。しかし、決裁者に決裁を諮る以上、起案書の体裁として目的・理由などは記載すべきで、仮に再掲であっても記載した書面をもって承認を得るべきである。

②消防用ホース

24本のホースを4方面隊に6本ずつ配布した、という内容の支出である。この一律の配布には特に根拠がなく、年1回実施しているということであった。劣化しているホースの実態調査を行ない、適切な配布に努めるべきである。

③消防局・倉敷消防署合同庁舎 空調設備保守点検業務

予定価格は、予算額を基準に決裁者が決定しているとのことであるが、この決め方では、予算が残っていれば高い価格が予定価格になってしまう可能性がある。この業務に関しては、毎年発生するものであるので、少なくとも過去数年の実績を考慮するなどして予定価格を決定すべきである。また、指摘箇所の修理が緊急かどうかの表示は報告書上ではなく、口頭で説明を受けているということであるが、書面で緊急性の有無を残すべきである。

(4) 不適正会計処理に対する一定の検証

①検証手続の概要

平成22年3月検収で支払が4月以降になったものを金額の上位から順に25件抽出し、検収の事実、3月検収であることを確かめるための手続を実施し、次に監査委員と協議して、倉敷市消防局と取引のある物品購入取引業者をランダムに25先抽出し、その業者との間の

一定の取引記録および残高について確認書を発送し、すべて回収し回答に差異がある場合その原因を調査するという、監査手続を実施した。

②会計管理体制に対する意見

消防局における納入業者取引記録及び残高確認の結果、プール金である預け金や私的流用といった悪質な処理は一切なかったが、翌年度納入という誤った会計処理が見られた。これらは日常計画的な発注をしていれば防止できたケースであって、3月31日に検収が集中することのないように、予算実績分析を毎月適時に実施し、日頃から計画的な在庫管理と適時発注に努めるべきである。

5. 資産管理

(1) 検証手続及び結果

平成21年度消防年報の「消防自動車等配置状況」に掲げられている車両等の明細と車両台帳を照合した。次に消防局及び倉敷消防署の車両につき出動中のものを除き現物を実査した。

①車両台帳との差異

水島消防署連絡車購入年月、児島消防署救助工作車購入年月、琴浦出張所救急車購入年月、玉島消防署指令車購入年月、救急車購入年月 が車両台帳と相違している。

②車両の更新について

整備計画が延期されている車両等はすでに耐用年数が経過したものばかりである。耐用年数には、走行数や出動回数等使用による磨滅損耗のほか、時の経過によるものもある。救急車に関してはその両方の要因が考慮されているが、その他はもっぱら取得年度を目安にしている。また、整備点検費用の多寡との比較考量もして、効率的な整備計画を策定すべきである。整備点検費用はその実施年度のみならず、その累計額を把握し、更新価額と比較すべきである。数合わせを優先し無用な設備を保有し続けることのないように、経済性の観点も十分検討すべきである。

6. 各消防署往査

(1) 検証手続の概要

倉敷市消防局の監査では、主に倉敷市消防局及び倉敷消防署に往査して実施した。そこで、往査していない残りの消防署、すなわち玉島消防署、水島消防署及び児島消防署を訪問し、下記手続を実施した。

(財務関係)

- ① 現金管理のヒアリングと手元現金の実査
- ② 特殊勤務手当の月別集計方法の検証
- ③ 消防団員報酬の支払事務の妥当性検討
- ④ 消防団方面隊事務についての管理状況の検証

(資産管理及び消防・救急の日常管理業務関係)

- ① 保有車輛（救急車、消防車等すべての車両）の実査

- ② 救急装備品及び器具の保管状況、消毒状況等のヒアリングと視察
- ③ 医薬品（劇薬）の管理体制についてのヒアリングと視察
- ④ 救急車の日常管理状況についてのヒアリングと視察
- ⑤ 署員の免許証の管理体制についてのヒアリング

（２）調査結果

財務関係

①特殊勤務手当の月別集計方法について

各消防署より、特殊勤務手当の集計方法の概要を書面で説明を受け、随時、担当者に聴取した。いずれの消防署においても、特殊勤務手当を集計するという目的は同じなのであるから、正確性を確保しつつ効率的な事務処理が行えるような、統一的な方法を検討する必要がある。

②消防団員報酬の支払事務について

預金からの払戻額はその後、水島消防署及び児島消防署においては、各分団長へ現金を交付し、玉島消防署においては各部長又は会計担当者名義の預金口座へ振込んでいる。しかし、現金手渡しはかえって煩雑であって、また資産管理上問題があるため、水島消防署及び児島消防署においても玉島消防署のように、振込みによる支払いが望ましい。

③資産等の日常管理の検証結果

（玉島消防署）

イ 保有車輛の実査について

一覧表形式の車輛台帳を、変動がある都度作成しておくことが望ましい。

ロ 救急装備品の在庫管理について

在庫管理担当者を固定し、週１回など定期的に在庫数量をカウントして、必要数を補充するなどの在庫管理方法が望ましい。

ハ 劇薬の廃棄処分について

劇薬という厳重な管理が求められる薬剤の処分であることから判断すると、書面による承認体制を設けるべきである。

ニ 車両等盗難対策

車庫の奥に防火服などの装備品が外部から見える状態で保管されており、盗難などのリスクがある。仕切りのようなものを設け、少なくとも外から目に触れないような保管体制にすべきである。

ホ 救急車の消毒に関して

規程による毎月の定期消毒の記録については、業務日誌に実施記録を記載しているだけであった。この記録方法だと、前回の消毒日など、過去の記録を確認するのに手間がかかるように思われる。救急車そのものに実施日、実施者のサインを記載した記録を棚カード等として備え付けておけば、誰が見ても過去の実施記録が一目瞭然でわかるので望ましいと考える。

ヘ 消防署員の免許証の管理について

署として各署員の免許証の有効期限等の情報を一元管理することが望ましい。

水島消防署、児島消防署においても同様の指摘があるが、ここでは記載を割愛する。

7. 消防団及び消防外郭団体

(1) 消防団

①消防団員報酬の支給対象

消防団員の報酬は、出動回数に関係なく団員名簿に記載された者に対して支払われるものであるが故に、消防団活動をする意思を有していることが重要である。倉敷市消防局は、毎年度、消防団の火災等の出場状況について、回数及び出場人員を各方面隊別に報告を受けているが、個々の団員の活動状況を記録した資料の提出までは求めている。年末年始の特別警戒には大勢の団員が動員されるため、倉敷市消防局は、この警戒活動に係る参加者名簿の提出を検討中とのことである。ぜひ実行していただきたい。

②消防団の火災等出場状況

毎年の消防年報に記載されている消防団の火災等出場状況では、出初め式も出場実績として集計対象としていることになっているが、実際には、監査人が確認した範囲内でも少なくとも平成 20、21 年消防年報では集計から洩れている。

(2) 消防団運営交付金について

①消防団運営交付金の金額の妥当性

各方面隊本部には消防団運営交付金について繰越金がある。火災等の出場状況はその時々で変動するものであり、ある年度は不足しある年度は余ることもありうる為、単純に多寡を述べることはできない。補助金ではないため、補助金と同様の管理は必ずしも必要ではないが、費用弁償として運営交付金の額が適切であると合理的説明ができるようにしておくべきである。

②消防団運営交付金の交付内容の明瞭性

消防団運営交付金で支弁されるべき経費か否かを客観的に判断することができるよう、文書をもって明確な基準を設けるべきである。

(3) 消防外郭団体

①倉敷市の交付する補助金適正化と事務のあり方

倉敷市防火協会の平成 21 年度決算によれば、当該団体は市の補助金 70 万円を超過する前年度繰越金 98 万円を保有している。倉敷市消防局職員に、当該団体の活動はもとより出納事務を負担させていること自体、変則的なことである。まして、毎期の予算を使い切るほかに、1 年間の補助金に匹敵する預金の残高も管理せざるを得ない状況となっている。倉敷市補助金 70 万円の必要性を精査し、反証がない限り来年度からその補助金を削減すべきである。また、倉敷市消防局職員が外郭団体の出納から会計帳簿つけ、決算書作成までしている点は、妥当ではない。輪番制によって法人会員にその事務を引継がせるべきである。

②啓発宣伝用品の管理について

倉敷市からの補助金対象事業で取得された火災予防啓発活動の消耗品類（ティッシュ、啓発用消しゴム、ミニタオル等）は、他の消防署へ配付するものについて、支所における配付状況、在庫状況が把握されていない。現状は若干の在庫が残るようであるので、在庫があれば速やかに配付するよう指導するとともに、在庫管理すべきである。

8. 広域消防受託事業収入

倉敷市は、早島町及び金光町の消防業務を受託している。当該受託料の額が妥当か否か検討した。

（１）消防事務受託実施費用の試算

広域消防を考える場合、現有消防力の稼働実績のみを取り上げて費用の負担割合を論ずるのではなく、将来に向かって消防力を維持・強化し消防局管内全体に寄与する共通費をも含めた総コストを、その受託事務実施費用として捉えるべきと考え、その観点から、監査人独自で受託事務実施費用（常備消防費）を試算した。その結果、監査人の試算によれば、平成 21 年度受託収入は早島町 15,944 千円、金光町 45,898 千円不足していた。大規模化・多様化・複雑化している災害に対応し備えるため、中・長期的な消防力の整備計画を整備費用の概算を含めて策定し、その計画策定と並行して、早島町及び金光町と合理的な受託収入について協議検討することが望まれる。

9. 情報システム

以下、項目のみ掲げる。

- ① 予定実績工数の管理及び前年度実績把握と翌年度算定等への反映
- ② 保守点検について
- ③ 投資効果について
- ④ 著作権等について
- ⑤ システム管理基準・開発標準等について
- ⑥ 守秘義務等セキュリティに関する遵守事項について
- ⑦ 業者選定及び管理について
- ⑧ S L Aについて

以上